

# 騒音発生施設一覧

青字は市条例によるもの

1 金属加工機械	
(ア) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のもの
(イ) 製管機械	
(ウ) ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの
(エ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
(オ) 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のもの
(カ) せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの
(キ) 鍛造機	
(ク) ワイヤフォーミングマシン	
(ケ) プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
(コ) タンブラー	
(サ) 切断機	といしを用いるもの
(a) 高速切断機	
(b) 研磨機	
(c) 自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤、ラジアル盤	同一建物に5台以上設置する場合
2 空気圧縮機および送風機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの
3 土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの
4 織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	
(ア) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
(イ) アスファルトプラント	混練機の混練容量が 200 kg 以上のもの
(a) コンクリートブロックマシン	
6 穀物用製粉機	ロール式で、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの
7 木材加工機械	
(ア) ドラムバーカー	
(イ) チッパー	
(ウ) 碎木機	
(エ) 帯のご盤	
(オ) 丸のご盤	原動機の定格出力が 0.75 kW 以上のもの
(カ) かな盤	原動機の定格出力が 0.75 kW 以上のもの
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるもの
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のもの
12 天井走行クレーン、門型走行クレーン	
13 クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 kW 以上のもの
14 集じん機	
15 冷凍冷蔵機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの
16 洗瓶機	
17 オイルバーナー	ロータリーバーナー、ガンタイプバーナーを除く
18 遠心分離機	原動機の定格出力が 0.75 kW 以上のもの
19 石材引割機	
20 スチームクリーナー	
21 板金または製缶の作業場	
22 木材加工作業場	業として電気のござりまたは電気かな等（表中 7(オ),(カ)の施設を除くもの）を使用して木材の切削を行う作業場 ※建築工事の現場において臨時的に行う作業を除く